

第278回鳥取県内水面漁場管理委員会

- 1 日時 令和元年11月27日(水) 午前10時30分から
- 2 場所 ホテルセントパレス倉吉
- 3 出席者 委員：安藤会長、寺崎委員、竹内委員、絹見委員、水谷委員、川原委員、西本委員
事務局：平野事務局長、岸本事務局次長、吉田書記、吉村書記
鳥取県：水産振興局水産課 丹下係長
鳥取県栽培漁業センター：田中研究員

4 議事

- (1) 千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可について(諮問)
- (2) 漁業法改正に伴う漁業調整規則の改正等について(協議事項)
- (3) その他

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として川原委員、西本委員を指名した。

議事

- (1) 千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可について(諮問)
〔原案に同意する旨決議された。〕

委員会事務局が資料1に沿って説明した。

〔安藤会長〕

2件について、1件は友釣り専用区間の区間延長です。もう一つは新しく設定するという山崎頭首工付近ですけども、どうでしょうか。これについて何か御意見はございますか。千代川漁協さんの方から、何か御意見等がいただけたら。

〔寺崎委員〕

八東の新しくする分については、今年は早期の稚魚放流して、結果的に割と良かったというようなことがあって、そこはまだ保護区でなかったの、そのところをしたらなあというようなことも以前から言われておまして、今回は新たに、八東の方も割とよく釣れるところにして、区間延長して、お客さんにたくさん来ていただいて、楽しんでいただいたらなあということです。若桜の方は、大変お客さんが多く来ております。釣り場もかなり混雑しておりますし、稚魚を入れてもいいじゃないかなというようなことから広げさせていただいたらということで、地元の方から要望が出ておりますのでよろしく願いいたします。

〔安藤会長〕

その新設の29号線沿いの区間は、例えば友釣りに入られる方の駐車場みたいなところがありますか。

〔寺崎委員〕

はい。おりて、広いところがございます。

〔安藤会長〕

設定をして、例えば地元の人とトラブルになるようなことは。

〔寺崎委員〕

考えられない。理解がある方が多くおられて、その辺も一生懸命やっておられますので大丈夫だと思います。

〔岸本次長〕

今年は、漁場の方で工事がずっとあったんですけども、もう来年は工事も終わって。

〔寺崎委員〕

ええ、そうですね。濁った割には、魚はまあまあ獲れたってことでね、解禁の日にかなり良かったというようなことがあると思いますので。上が止めてあるところですのでね。

〔岸本次長〕

そうですね、頭首工の際でね。

〔寺崎委員〕

ええ、ですから、早期の稚魚放流して、たくさんの魚を放流しても、しばらくはそこで大きくなるんじゃないかなということで。今年は工事の関係で、濁りが大変で心配したんですけど、何とかもったということで、今度工事が済んだら、もっといい状況になるんじゃないかなということをおもっております。

〔岸本次長〕

ここ数年よく釣れている場所ですから。

〔寺崎委員〕

ええ。田中さんに来ていただいてたんで、感想など言っていただいても。

〔田中研究員〕

そうですね。寺崎委員さんがおっしゃるとおりで、最初は工事のすごい泥濁りが入っていて、アユの定着自体が非常に心配をされとったんですけども、ふたをあけてみれば、当初からよく釣れているということで、非常にいい場所かなと思います。また、地元の方が熱心にカワウよけのテグスをしっかり張られているので、そういう友釣り専用区で漁獲圧を下げるような取り組みをしつつ、そういうカワウの飛来を防ぐような取り組みをしていくことで、有効な漁場になると思われれます。

〔安藤会長〕

ここは右岸寄りに、何かスポーツ広場みたいなんがありますか。

〔田中研究員〕

ここ、碎石場ですよ。

〔安藤会長〕

ああ、碎石場の跡地になるんですかね。

〔寺崎委員〕

跡地ですね。

〔田中研究員〕

碎石場の跡地で更地があるので、車を止めるところは非常に多いです、川におりる道も何個かありますよね。

〔安藤会長〕

新設区間についてはそういう状況で、地域の人々のトラブルも余り心配ないし、車寄せも十分確保されているし、実績ある区間なので、友釣り専用区間として新設したいということによろしいでしょうか。はい。では、そのように進めてください。

（２） 漁業法改正に伴う漁業調整規則の改正等について（協議事項）

委員会事務局が資料１に沿って説明した。

〔安藤会長〕

はい、ありがとうございました。資料の右の列が内水面の漁業調整規則で現行の分ですね。それを一番左の列の新しい規則へ盛り込みたいということで、右左で見れば、照らし合わせるってことじゃなくて、ページをめくらないと該当の項目が見つからないということがややこしいです

けど、10カ所ぐらいあったと思うんですけども、一つ一つ、もう一回確認をさせていただいて御意見を伺いながら、再度また御意見をいただきたいと思えます。

まず、30ページが1つ目だったんですけども、びん漬の餌という単語を取ろうということですよね。びん漬の中に、寄せ餌としてさなぎ粉だとか、それからマッシュポテトだとかを入れて寄せ餌をすると、揚げるときにはそれがみんな流れてしまって、出ちゃって、中、空っぽで餌はないじゃないかっていう、そういうことを防ごうということで、びん漬自体の表記を、その餌という単語を取ろうと、これが1つ目ですよね。

それから、2つ目が32ページ、33ページの第32条ですか。

〔岸本次長〕

はい。

〔安藤会長〕

33ページの八日市えん堤について、禁止区域から外そうということですね。前は落差工があったために魚が溜る。それを遡上可能なえん堤につくり直したので、その辺斜路にしてプールもつくってあるので、解除しようということですね、これが2つ目ですね。

それから3つ目は、安井宿の中国電力の放水路とその上流堤、下流堤という表記の位置関係が、上流堤っていうのが下流に、放水路よりも下流に上流堤があるので、その位置関係を見直して、下流堤からその上流50メートル、下流100メートルという表記にしようかということですね。

〔岸本次長〕

はい。

〔安藤会長〕

下流堤から上流50メートルということですね。だから、この古い現行の案では位置関係が逆になってる表記を変える。

それから、次は35ページの日野川本線との取入水路、その観音寺付近の取入水路、これがもう暗渠になっていて、魚獲れないので、禁止区域にする必要ないんじゃないかということで、これは削除したらどうかということですね。

それから、かまがつぼ排水路の表記について古い確定資料が見つからないので、国の方に説明を上げてもどうなるか分からない、現在のところはそのまま残しておいて、今後資料が見つければ、その段階でまた再度検討して、現在は残しましょう。

それから、天神川の川尻の浜根荒神2622の1という場所が分からないと。その地点が分からないのに、そこから線を引いた線を結んどる、どこかと言われても分からないので、それを現在の橋の上流端にしましょうということです。

同じく東郷湖から流れ出ている東郷池の橋津川の川尻についてですね。どこから何度引いた線と言われても一目で分からないので、その橋の名前で表記しましょうということですね。

それと、48ページ、河口付近ですね、千代川の河口付近の湖山川をつけかえたために、その禁止区域を設定する必要がなくなったということで、その第34条を全部削除しようということですね。

それから、同じ湖山川についても、若干の区域が残るけれども、その橋と千代川の間には若干の区間は残るけれども、捕獲禁止区域に指定するほどではないということで、それもあわせて削除しようということです。

それと最後は、禁止時間帯の表記を、日の出から日没まで、日没から日の出という時間帯を、ちゃんとした時刻表記にしようということで、午前6時から午後6時、それから午後6時から午前6時と表記した方が分かりやすいのでこういう表現にしましょうということです。

たくさんありますけど、それぞれお近くのところだとか担当のところ、何か御意見があればお伺いしたいと思います。まず30条のびん漬の餌の単語を取るというのはどうでしょうか。

〔竹内委員〕

問題ないです。

〔安藤会長〕

はい、分かりました。なら、32条の八日市のえん堤はどうですか。千代川漁協さんで何かそれについて、どうですか。八日市堰をつけかえたことにより、禁止区間を指定しなくてもいいんではないかというようなことですね。

〔寺崎委員〕

まだ機械が入って工事の始末をしているようですが、なだらかになって前より魚も上がりやすいような状況です。

〔竹内委員〕

えん堤はもともと遡上アユがそこでとまったり、逆に産卵用に下ってくるアユもそこに一旦停止したりして、そのために禁止区域になっただけなんですけど、なだらかになって遡上も下降もスムーズになるので必要ないと思うんですね。日野川は現実には、堰を禁止区域にしてない場所もありますしね。

〔岸本次長〕

そうですね。

〔竹内委員〕

要らないと思いますね。

〔安藤会長〕

では八日市えん堤については、提案どおりで。
次に安井宿の表記については、35ページの左下の黄色いところが対応していますね。

[岸本次長]

そうですね、はい。

[安藤会長]

放水路及びその下流堤からという言葉に変わっていますね。

[岸本次長]

現行の規則は昭和40年に制定されたんですけども、この問題になっているえん堤を見に行ったら、昭和55年に土砂吐きゲートを作ったようなプレートが残ってしまっていて、八頭町に確認はしたんですけども、昔のことを覚えている人もいないし、資料もなかなか見つからない。ただ、移設したような話は聞いたことがあるとのことだったので、昭和55年に今のえん堤ができたんじゃないかと思います。そのときに少し上流から下流に移ったんじゃないかと想像されます。

[安藤会長]

だから、放水路と上流堤と下流堤の位置関係すると、放水路が一番上流側にあるんですね。

[岸本次長]

はい。

[安藤会長]

上流堤があつて、下流堤があるので、ここから上流側というよりも下流堤から上流側、ここから下流側とした方が分かりやすいわけですね。

[岸本次長]

はい。

[安藤会長]

ではそのようにさせてもらいましょうか。

次は、日野川の観音寺のですね。黄色の網かけでしてあるところが、削除になるんですかね。

[岸本次長]

はい。鳥取県設置のえん堤っていうのが、今は法勝寺川堤という名前に変わっておりますので、真ん中に。

[安藤会長]

三十、真ん中付近にね。

[岸本次長]

はい、2月1日から6月30日までだと。

[安藤会長]

はい。法勝寺川堤。取入水路が暗渠になっているっていうのは、どのぐらいの長さなのかな。周り、その禁止だとか。

[岸本次長]

多分長くても10メートルぐらい、もっとありましたかね。

[安藤会長]

30メートルぐらいですか。そんなにはないか。

[竹内委員]

うん。観音寺の辺、水が出るところは分かりやすいですけども。見りゃあすぐわかります。ただ、日野川側はどこからその地下掘っとるか、トンネルくぐっとるもんか分からない。

[岸本次長]

そうですね。

[安藤会長]

もともと、今はその管自体暗渠になってるから見えないわけなので。

[竹内委員]

そうだと思います。

[安藤会長]

採捕行為はできないから外そうということなので、いいと思いますけども。では、このまま提案どおりでいきましょうか。

[安藤会長]

それから36ページの東郷池のかまがつぼですね。

[岸本次長]

お手元の資料では最初削除するつもりでいたんですけども、いろいろ調べると削除するための資料整理が間に合わないなということで、今回削除するのを一旦棚上げしたいなということで御説明をさせていただきました。ですから、規則案の方は削除バージョンでつくっていますが、今回の委員会の中で了承いただければ、もう一度、新規則の方に、かまがつぼ排水路の規定を盛り込むということになります。

[安藤会長]

はい。これは新しい規則の、どの辺のページとか。

[岸本次長]

43と44ですね。43が藤津の記載になってます。その下に来ます。

[安藤会長]

ここに、もともとの文章が入ってくると。

[岸本次長]

それと、緯度経度表示も入れるということです。

[安藤会長]

はい、分かりました。じゃあ、これはそのままですね。

次の天神川の川尻、これは古い地点名が書いてあって。それを新天神橋上流端という写真出したところですね。この方が分かりやすいことは分かりやすいですね。何かその辺の古い地点名だとか公図名だとかちゃなんでも御存じの委員さんとかおられますか。

[岸本次長]

天神川漁協の組合員さんにお話を伺ったんですけども、よく分からないということで、法務局から登記簿謄本とか取り寄せてはみたんですけども、区画整理と換地等がされてて、規定されている地番が見つからなかった。ただ、似たような地名と番地が近くにあったんで、大体このあたりだろうという想像で、この参考資料に赤いラインを載せております。

[安藤会長]

委員の皆さんどうですか、よろしいですか。

[安藤会長]

同じく藤津の池尻の橋津川の西区域の方になりますかね、海岸橋という地名、橋の名前から下流。これも同じように問題はないかなと思いますけども。276度の対岸は何か目印はないんですよね。

[岸本次長]

一応、禁止看板を立てているんですけども、なかなか場所的に立てれないようなところもあるので、兩岸に「ここから上流、ここから下流は」っていうような目印はつくってます。

[安藤会長]

目印はあるわけですね、兩岸に。

[岸本次長]

はい。

[安藤会長]

それも全部新しく施行されると、そういう表示物も全部直されるんですか。

[岸本次長]

そうですね。

[安藤会長]

海岸橋に変えたりとか。

[岸本次長]

はい。

[安藤会長]

天神川の川尻も。

[岸本次長]

天神川の川尻は、国交省に占用許可が取れるかどうかですけれども。

[安藤会長]

そうか、管轄が違うか。

[岸本次長]

はい。

[平野事務局長]

全く国語的な話で、疑問に思ってることがあるんですけども、川尻という言葉があるんですけども、川尻っていうのは河口付近ということで、尻という言葉を使ってるんですけども、ここに出てくる東郷池尻というのがですね、普通その言葉どおりで見ると、東郷池と橋津川のところの接点あたりで、橋津川から日本海に続くところは、本来は橋津川尻であって、東郷池尻ではない。昔、東郷池というのが橋津川も含めたような形で皆さん考えてて、川尻が今あそこの地名になってると思えば、今ここのところに、東郷池尻というのを何か残すのはすごい違和感があるなというふうに国語的には思ったんですけども。今でも地域の人がそういった感覚で、東郷池尻といえば橋津川と海の辺をイメージできるのかな。できるのであればいいんでしょうけども。

〔絹見委員〕

田子屋橋という橋で、大体区別しよっただが、昔にかかっとった田子屋橋というのが。

〔安藤会長〕

それは、どのあたりなんですか、その田子屋橋っていうのは。

〔絹見委員〕

もうこの海岸橋の上流。

〔安藤会長〕

池側。

〔絹見委員〕

ええ。水門より何メートルか下、海側の方だ。加藤さんの釣具屋があるところだけどね。昔は木造で、今は構造が少し違ってきます。

〔岸本次長〕

そこぐらいが大体東郷池。

〔絹見委員〕

そう大体昔から聞いとったんだけどね。私らももう上の方から聞いとる話だけえね。

〔岸本次長〕

この辺の言葉の修正は国も資料出せって言ってこないと思いますので。

〔平野事務局長〕

地域でわかりやすい表現でいいのかなと。

〔安藤会長〕

新しい規則の文字の表現からいくと、44ページの一番下の、これが東郷池尻という、ここの池尻ですか。

〔平野事務局長〕

そのところですね。言葉どおりだと橋津川尻になるのかな。

〔丹下係長〕

そうですね。

〔岸本次長〕

結局は、ここは大体漁業権が設定されるような、川とか池の名前が使っているんですね。

〔水谷委員〕

湖山みたいに同じ名前ならば、まだそこまでは考えないかもしれないですけど、名前が違っているので余計そう思われるかもしれない。

〔絹見委員〕

中には組合員もあやふやなところがあるので。

〔平野事務局長〕

そういうあたりも考えてもらったら。

〔安藤会長〕

一番ここに関連の深い方々が理解しやすい単語を使うのが一番いいと思うので、従来 of 慣例に従うか、今回新しく考え直すかということになる。その辺も今後、組合員から御意見伺ったりしながら判断していただきたいということで。

〔安藤会長〕

規則改正に伴って表現を検討していただいたところは、一応ざっと見ましたけども、全体を通してでも何かありましたら、委員の皆さんから伺いたいと思います。何かございますか。

〔絹見委員〕

日の出・日の入りについては、個人、各組合のその漁法、来年度の操業規則に載せていいものですか。

〔岸本次長〕

もう大丈夫です、そこは載せていただいても問題ないところなので。

[絹見委員]

いいですか。じゃあ、削除して時間で入れてもいいですか。

[岸本次長]

いいです。

[絹見委員]

分かりました。

[岸本次長]

厳密に言えば、調整規則よりも緩い時間を設定されるとまずいですけどもね。

[平野事務局長]

そうですね、改正もありますからね。

[絹見委員]

これ、じょれんって書いてあるけど、船で出ること自体がそもそもどうなんですか。

[岸本次長]

まあそこは。

[絹見委員]

じょれんという、じょれんっていうのは。

[岸本次長]

要はじょれんで。

[絹見委員]

するという。

[岸本次長]

想定ってことなんで、船で出る出ないは。

[絹見委員]

問題ないということですか。

〔岸本次長〕

はい。今は東郷湖漁協さんの方が7時から10時ですね。

〔絹見委員〕

ええ、今はね。

〔岸本次長〕

午前6時から午後6時を緩めるような内容になると実際、規則が施行されたときに問題が出てくるので、もう少し待っていただいた方がいいのかなと思います。

〔平野事務局長〕

だから、厳密に言うと規則、ただし書きみたいな形で。規則の改正日がまだ今の段階では分からないですけども、規則の改正日以降は午前6時から午後6時というふうな形で書いてもらうのが一番いいと思いますね。

〔岸本次長〕

今、規則の施行は7月1日ということで、国も話を進めている状況だったんですけども、最近若干7月1日がおくれそうなニュアンスで、国の担当も話をしているんで、少し遅れるのではないかと考えております。

〔平野事務局長〕

法律が成立したのが12月の何日かで、その法律の中には、2年以内という表現で7月1日というのを1つの目安だったんですけども、そこが間に合わないかもしれない。遅くともその12月の何日かまでということですね。

〔安藤会長〕

来年の12月の末にはという。その規則がきちりその移行する期日が決まれば、まず連絡は来ますよね。

〔岸本次長〕

はい。

〔安藤会長〕

文書通達が多分あって、それを見てですけども。来年のその事業等々を各漁協さんの方で説明されるのに、その時刻表記はもう待ってくださいということです。

〔絹見委員〕

総会が6月にあつて、そのときに資料と一緒に添付するもので、それはまだもう待った方がいいということですね。

〔岸本次長〕

ただ、国との協議の中で、この県が今上げてる午前6時から午後6時を変えろということはないと思いますので。

〔平野事務局長〕

ただ、その規則成立後ということですね。

〔安藤会長〕

はい。そういうようなところで。何か他にございますか。

では、その議事の(2)については、特に今まで話したことで進めていただいてよろしいでしょうか。じゃあそれで進めてください。

(3) その他

〔竹内委員〕

1つお願いがあります。ここに千代川漁協さんの資料にありましたので、千代川漁業協同組合の遊漁規則の1ページ目の一番下を見ていただけたらと思います。友釣り、ルアー釣りのことについて、考え方を教えてもらいたい。最近、友釣り専用区で、ルアーを使った遊漁者がいて、本人は友釣りと言われるんですけど、友釣りはあくまで生きたので利用するのが友釣りだと言いましたら、私は悪くないからと。ルアーをおとりにして、特にリール竿でかなり遠いところのアユもひっかけることができる。そういうことをしてもいいかという問い合わせがありまして、日野川漁協は専用区ではやめてくださいと。他のところは、竿釣りですからいいですよと、今年はそれで過ごしてありますが、今これ見たらルアーは除くとなっていて。

〔岸本次長〕

そうですね、千代川は。

〔竹内委員〕

随分前からアユの形をしたルアーがありまして、おとり獲りなんかには私も使ったことがあるんですよ。いよいよおとりが獲れないときには使ったことがあります。だけど、最近よくなったんですかね、季節柄。御存じないですか。

〔平野事務局長〕

友釣りというのと、ルアーというよりは餌をつけて釣るとか、ルアーとか、別のものだと思うんですけども、こういった規則というもので制限するわけですから、誤解があるようであればそこは明記した上で、その遊漁規則を最終的にはこの委員会で決めて知事が承認するわけですからね。なので、皆さんで決めて、そこを書いていけば制限できるのだらうと思います。

〔竹内委員〕

千代川漁協さんは、これを除くと明記してありますけど、やはりそういうことがあったわけですか。

〔寺崎委員〕

それはないとは思いますが、結構詳しい方が多くおられるので、やっぱり除外すべきじゃないかということでは言われたんじゃないですか。

〔竹内委員〕

このルアーは餌釣りとは違うんですね。そのルアーを泳がせてアユに追わせて、かけるというルアーです。ですから、普通の餌釣り用のルアーとはタイプが違います。

〔平野事務局長〕

だから、同じ釣りでも違うんだと。

〔岸本次長〕

ルアーを使ったのは友釣りではないと言ってしまえば。

〔田中研究員〕

アユのルアー釣りと。

〔平野事務局長〕

だから、そもそも友釣り専用区とは何かということで、そこで制限してるのは、もちろん釣りのこともあるし、投網のこともあるし、そこは全部明記してあげれば、より分かりやすいのかなと思います。友釣り専用区を意図してるのでね。

〔竹内委員〕

これは、日野川漁協でやればいいわけですね。

〔岸本次長〕

そうですね。はい。漁業権の管理の中でやっていただければ。ただ、組合員には認めるけど、遊漁者には認めないというようなことは、

[平野事務局長]

そこは同じ条件に。

[竹内委員]

わかりました。ありがとうございます。天神川漁協は。

[西本委員]

天神川漁協は、竿釣りっていう表現ですよ。

[安藤会長]

友釣り、ルアーっていう単語はない。

[平野事務局長]

竿釣りだったら、制限できないですよ。

[西本委員]

そうです。

[平野事務局長]

だから、そこは漁協さんの方の思いも含めて、そこをどうしていくのかという。

[西本委員]

はい。ぜひ今後ね、こんな感じでやりたいなあって。

[田中研究員]

最近、そういったアユのルアー釣りって、結構都会の河川、滋賀県ですとか、そういうところで取り組まれている漁協さんが多いというか、これからできるようにしていった途上です。やはりアユの道具が非常に高い、敷居が高いですよ。なので、若い人がなかなかやらないというところが非常に問題になってきている。ただそこに、ルアーという簡易なものを使えば、手持ちの例えばトラウトロット、メバルロット、そういったものを使って簡単に始められるんで、若い人が始めるのにすごい敷居が低いですよ。

[岸本次長]

川まで立ち込まなくても、岸边近くで投げられるし。

[平野事務局長]

じゃあ、漁協が意図して少しでも遊漁者をたくさん呼びたいという思いで、そういった専用区をつくるのであれば竿釣りにして、ルアーの人もどんどん来てくださいというのも1つの考え方としてはあるということなんですね。

〔田中研究員〕

ええ、そういうことですね。

〔平野事務局長〕

ただ、そうやるのであれば、竿釣専用区あるいは友釣専用区と書いて、友釣専用区の場合にはきちんと除外規定を書いてもらったら、釣りされる人にとっては混乱がない。

そういうのを決めていくのは漁協ですけれども、その辺を分かりやすくしていくというのが、この委員会の仕事でもあるのかなと思っていますので、今後その辺も注意しながらね、意識しながらやっていけたらと思います。

〔安藤会長〕

はい、ありがとうございます。ほかに何かその他の項目で、あるっていう方はいませんか。では事務局にお返しします。

6 閉会

〔平野事務局長〕

じゃあ、以上で委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

議長 会長

署名委員

署名委員